

# 第5章 産業連関表（生産者価格評価表）作成作業の概要

## 1 対象期間と地域的範囲

### （1）対象期間

平成27年（2015年）1月から12月までの1年間を対象期間として作成した。

なお、産業連関表は、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次として原則5年ごとに作成してきたが、前回作成した産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス・活動調査」の調査対象年次が平成23年（2011年）だったため、これに合わせて当該原則とは異なるものの、平成23年（2011年）を対象年次とすることとした。

### （2）地域的範囲

埼玉県内で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、本社所在地が県外にある企業の県内で行われた生産活動は含まれるが、本社所在地が県内にある企業の県外で行った生産活動は除かれる。

ただし、「家計消費支出」のみは、埼玉県内での消費活動ではなく、埼玉県民の消費活動を対象とした県民概念で表章している。その上で、下表のとおり計上し、県内概念に変換することを可能としている。

家計	消費者	消費地	部門
居住者家計	埼玉県民	埼玉県外（日本国内）	（控除）移入
		海外	（控除）輸入 （直接購入）
非居住者家計	県外居住者（日本国内）	埼玉県内	移出
	海外居住者		輸出（直接購入）

## 2 記録の時点と評価の単位

### （1）記録の時点

産業連関表が対象とする生産活動や取引の記録の考え方としては、「発生主義」及び「現金主義」の2つあるが、産業連関表では二面等価を維持するため、原則として「発生主義」を採用している。

なお、「現金主義」については、生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでに生じるタイムラグにより、産業連関表の二面等価が成立しない（粗付加価値部門の合計と最終需要部門の合計が一致しない）。

発生主義	生産活動や取引が実際に行われた時点で記録すること
現金主義	現金の受取や支払が実際に行われた時点で記録すること

記録の時点の取り扱い

財・サービスの生産活動や取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財⇒対象年次中に生産されたもの</li> <li>・サービス⇒対象年次中に提供されたもの</li> </ul>
中間生産物（例えば、原材料）の取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）</li> <li>（注）列部門が、中間生産物を購入してから実際の生産に使用するまでは「在庫」として扱われる。</li> </ul>
最終需要部門への産出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費支出（「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」）</li> <li>⇒原則として、売買行為が成立した時点。</li> <li>財の引渡しの遅延の有無を問わない。</li> <li>・「県内総固定資本形成」</li> <li>⇒資本財の引渡しが行われた時点</li> <li>・「在庫純増」</li> <li>⇒生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点</li> <li>・「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」</li> <li>⇒関税当局の通関許可が行われた時点</li> </ul>
生産期間が1年を超える財（長期生産物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」として計上する。</li> <li>「長期生産物の完成品の県内生産額＝完成品の金額－前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額」となる。</li> <li>・自己勘定（自家用に使用される財及び知的財産生産物の生産）</li> <li>⇒対象年次1年間の進捗量を「県内総固定資本形成」に計上</li> <li>・建設物</li> <li>⇒所有権の移転が無くても工事進捗量を「県内総固定資本形成」に計上</li> <li>・動植物の育成成長</li> <li>⇒資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）は「県内総固定資本形成」に、それ以外の育成成長分は「半製品・仕掛品在庫純増」に計上</li> </ul>
生産期間が1年を超えるサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供の終了時点をもって県内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。</li> </ul>

(2) 評価の単位

「金額」を尺度として、生産活動や取引の大きさを評価する。

投入される原材料等の種類が多様であることから、同一の数量単位で計測することは不可能であるため、「数量」で評価する方法はとらない。

### 3 部門分類

#### (1) 部門分類の原則

行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類している。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベースにより分類している。

生産活動単位による分類とは、具体的には、投入係数によって表される投入構造の類似性に着目して行う分類である。

- ① 同一の生産技術で生産された同一の商品は、どの産業で生産されたものであっても、同一の部門に格付ける。
- ② 同一の商品であっても生産技術が異なれば、別の部門に格付ける（例えば、事業用発電（火力発電を除く。））。
- ③ 同一事業所内で複数の商品が生産されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る。

内生部門の行部門と列部門とは、多くは1対1で対応している。しかし、基本分類においては次の表のような例外がある。

	列（生産工程）	行（商品）
同一のアクティビティから単価も用途も異なる複数の商品が生産されている場合 ↓ 1つの列部門に複数の行部門が対応	石油製品	ガソリン ジェット燃料油 灯油 軽油 A重油 B重油・C重油 ナフサ :
異なるアクティビティから同一の商品が生産されている場合 ↓ 複数の列部門に1つの行部門が対応	事業用火力発電 事業用発電（火力発電を除く。）	事業用電力

#### (2) 生産活動主体分類

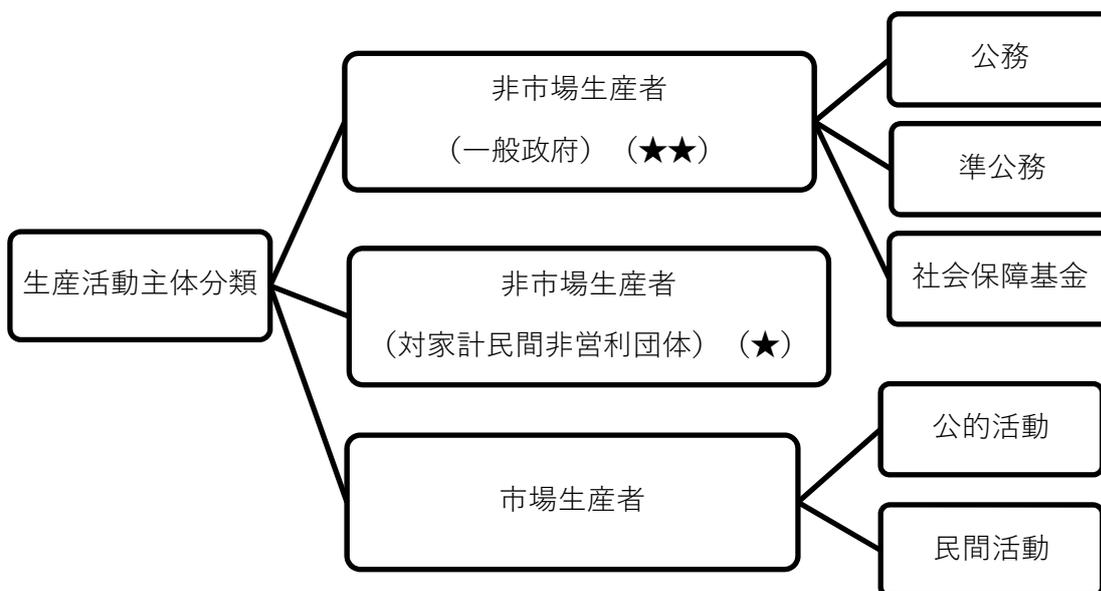
産業連関表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを目的として生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「市場生産者」である。しかし、産業連関表では、このほかに、一般政府や対家計民間非営利団体から供給される、次の①又は②についても「商品」の1つとして、記録の対象に含んでいる。

- ① コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス
- ② 市場において販売されない財・サービス

産業連関表では、様々な商品を基本分類として分類しているが、基本分類では、行部門については商品、列部門については生産構造の相違、つまり、生産活動単位（アクティビティ・ベース）によって分類することを原則としており、商品の生産・供給主体（つまり、一般政府、対家計民間非営利団体及び市場生産者）の相違についてまで考慮するものとなっていない。そこで、生産活動主体分類については、次の3つに大別している。

- ㊦ 非市場生産者（一般政府） ⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ㊩ 非市場生産者（対家計民間非営利団体） ⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ㊵ 市場生産者 ⇒ 無印。

図 50 生産活動主体分類の体系



ア 一般政府

「一般政府」とは、原則として次の要件を満たすものをいう。

区分	要件
社会保障基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政府による賦課・支配があること</li> <li>② 社会全体又は特定の部分をカバーしていること</li> <li>③ 強制的加入・負担の制度であること</li> </ul>
社会保障基金 以外の一般政府	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会保障基金に該当しないこと</li> <li>② 金融機関に該当しないこと</li> <li>③ 活動内容に市場性がないこと</li> <li>④ 政府による所有・支配がないこと</li> </ul>

社会保障基金以外の一般政府には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

一般政府の活動には、便益の享受者や費用徴収の観点から、次の2つのサービスが含まれている。

集合的サービス	防衛、法制度や社会秩序の維持、立法や一般的な行政活動など、社会全体に対するサービスを指す。社会全体に対するサービスであることから、税金や他の政府収入によって賄われる。
個別的サービス	教育や保健衛生など、国民が個別に便益を享受するサービスを指す。提供されるサービスに応じて、費用の一部が徴収される場合もある。

産業連関表では、分析の用に供するため、一般政府の社会保障基金以外のものを「公務」及び「準公務」に区分している。

公務	市場生産者に類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。
準公務	原則として、市場生産者に類似のサービスを提供する部門が存在するものの、公共サービスの提供という観点から、その価格又は料金が、著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によって提供されるサービス。 具体的には、保健、教育、文化などの公共サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。 なお、次の①～②に掲げるような条件を満たす場合には、市場生産者に類似のサービスを提供する部門が存在しない場合でも、「準公務」に格付けることができることとしている（例えば「下水道」）。 ① 投入・産出構造が「公務（中央）」又は「公務（地方）」と著しく異なっていること ② 日本標準産業分類において、公務以外に相応の分類が存在すること

## イ 対家計民間非営利団体

「対家計民間非営利団体」とは、次の①～④の要件を満たす団体をいう。具体的には、労働組合、政党、宗教団体、私立学校（除く病院）、学術・文化団体等のうち「会社以外の法人」及び「法人でない団体」の範囲とする。

① 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと
② 活動内容に市場性がないこと
③ 政府による所有・支配がないこと
④ サービスの提供先が専ら家計であること

## ウ 市場生産者

「市場生産者」とは、主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスの生産活動や取引を行うものをいう。

このうち、政府が活動に係る議決権の過半数を保有しているなど、政府による所有又は支配が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」に格付けている。

「公的活動」には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動、中央政府の特別会計並びに地方政府の公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有又は支配の関係が存在するものが該当する。

また、次に掲げるものも「市場生産者」として扱っている。

- ① 持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、「市場生産者」（「住宅賃貸料（帰属家賃）」）として取り扱う。（後記7(5)ウ参照）
- ② 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も「市場生産者」として扱う。
- ③ 各種経済団体等については、関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供したサービスに対する支払ととらえ、「市場生産者」（会員制企業団体）として扱う。

## 4 産業連関表の基本的構造

### （1）価格の評価方法

「実際価格」に基づく「生産者価格評価」で作成した。

投入額・産出額を生産者価格で評価し、生産者から消費者に至る間に上積みされる各財の商業マージン及び運賃は、それらの財を消費する列部門の商業部門及び運輸部門から一括投入する形をとっている。

実 際 価 格	実際に取引が行われた価格で評価する方法
統 一 価 格	取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法

統一価格による評価方法を採用していないのは、一次統計から得られる取引額のデータが実際価格の集積であるのに対し、統一価格で評価するためには、「統一価格をどのように設定するか」という課題を別途解決しなければならないためである。

生産者価格	生産者の出荷価格で評価する方法 流通経費である「商業マージン」や「県内貨物運賃」を含まない。
購入者価格	取引の最終段階における価格で評価する方法 流通経費である「商業マージン」や「県内貨物運賃」を含む。

購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

しかし、商業マージン及び県内貨物運賃は、商品ごとに異なり、また、同一の商品であっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、必ずしも安定的とはいえない。

そこで、できるだけ安定的な投入係数や逆行列係数を作成するため、生産者価格評価表を作成している。

## (2) 消費税の取扱い

各取引額については、消費税を含む「総額表示」で計上した。

「総額表示」とは、実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めて表示することをいう。

消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税である。しかも、中間取引段階において税が蓄積しないようにするため、仕入れに係る税が控除される。つまり、商品を販売した者が納める税額は、販売額にかかる税額から流通の前段階で負担した税額を控除したものとして計算される仕組みになっている。

そのため、消費税をどのように扱うかについては、実際に動いた金額をそのまま評価する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて評価する方法という異なる考え方がある。

産業連関表においては、実際の取引額の大きさを読み取ることができるという長所などから、消費税の導入以来、流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法（税込表）を採用しており、取引額には、納税段階の計算では控除される額も含めて計上している。

## (3) 移輸入の取扱い

原則、移輸入については「競争移輸入型」で作成した。

中間需要部門や最終需要部門の数値については、県産品の投入・産出、輸入品及び他都道府県産品の投入・産出を区別せず、まとめて計上した。

競争移輸入型	県産品の投入・産出と移輸入品の投入・産出をまとめて計上する形。
非競争移輸入型	県産品と移輸入品を区別して計上する形。

## (4) 輸出入品の価格評価

輸出入品の価格評価は、普通貿易の輸入品についてはC I F 価格の評価、普通貿易の輸出品についてはF O B 価格の評価で計上した。

輸入⇒C I F 価格 Cost Insurance and Freight	国際貨物運賃・保険料を含む価格。
---	------------------

産業連関表の各マス目の取引額には、輸入品そのものの額だけでなく、これら輸入品に係る関税及び輸入品商品税が含まれている。行部門の県内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

輸出⇒F O B 価格 Free on Board	本船渡しの価格 工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び 国内貨物運賃を含んだ価格
------------------------------	---

## 5 県内生産額

### (1) コントロール・トータルズ (C T)

「県内生産額」は、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

部門別の県内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、最初に推計される計数であり、原則として、当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって推計した。ただし、一般政府及び対家計民間非営利団体等の行う活動については、主にその経費の積み上げをもって県内生産額を推計した。

部門別の県内生産額は、産業連関表の行及び列の両面を統制する極めて重要な数値である。産業連関表の推計作業は県内生産額を確定した上で、その内訳として投入額及び産出額の推計を行う。そのため、これに誤りがあると他部門の投入・産出にまで影響し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味で、生産額はコントロール・トータルズ (Control Totals)、略してC Tといわれている。

### (2) 生産額の価格評価

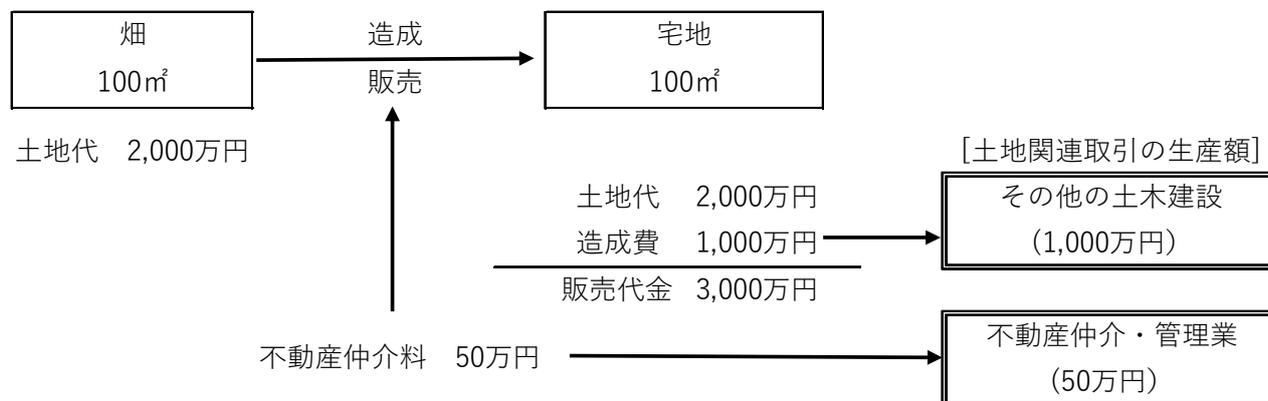
県内生産額推計についての主な部門種別ごとの基本的な考え方は、次のとおりである。

財	原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で推計する。 製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格とする。 林業、砂利採取業のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。 生産地から市場までの運賃は「コスト運賃」として県内生産額に上乘せする。
製造小売業	製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の県内生産額に計上する。
中古品	中古品の価額は県内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の県内生産額に計上する。
中古の建築物	中古の建築物の価額は県内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の県内生産額に計上する。 なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の県内生産額に計上する。
サービス	サービスは、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの県内生産額を直接推計する。その際、基本的には、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価する。 なお、サービスは、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び県内貨物運賃が発生しない場合が多いことから、原則として生産者価格と購入者価格は等しくなる。

商業	商業部門の県内生産額は、そのほとんどが「販売額－売上原価」により求められる商業マージン額であるが、このほか、「コスト商業」に相当する額も含まれる。（後記7(2)ア参照）
金融（FISIM）	後記7(5)ア参照
生命保険及び損害保険	後記7(5)イ参照
住宅賃貸料（帰属家賃）	後記7(5)ウ参照
一般政府及び対家計民間非営利団体の活動	後記7(8)参照
自家生産・自家消費品	<p>生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、県内生産額として計上しない。</p> <p>しかし、鉄鋼の生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、それぞれの商品ごとに分離し、市中の製品価格を基準として県内生産額を計上する。</p> <p>また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを「市場生産者」として扱うことから、これに該当する部分のみを計上する。</p>
委託生産の扱い	<p>産業連関表では、各部門の生産物について、自主的な生産はもとより、他部門からの受託に基づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、県内生産額を推計する基礎資料の1つである経済センサス－活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して県内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。</p> <p>一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあっては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の県内生産額は、基本的に「販売額－売上原価＝商業マージン額」で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。</p> <p>その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出先がなくなる一方で、</p>

	<p>受託生産を行った部門では、県内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。</p> <p>そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ県内生産額を復元している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{県内生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}</math> </div> <p>この取扱いについては、概念上、製造業一般に言えることであるが、実際には、繊維製品に関して特に該当する。</p>
屑・副産物	<p>原則として「マイナス投入方式」によって処理する。屑・副産物の発生額は県内生産額としては計上しない。（後記7(3)ア参照）</p> <p>なお、「再生資源回収・加工処理」については、屑・副産物を投入せず、回収・加工に係る経費のみを計上する。（後記7(4)参照）</p>
プラントエンジニアリング業	<p>「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング業の県内生産額については、工事原価を含まないエンジニアリングサービスに関する金額のみを計上する。</p>
半製品・仕掛品の在庫増減	<p>原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。</p>
間接税	<p>財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の県内生産額に含める。一方、流通段階で課せられる税は、商業部門の県内生産額に原則含める。なお、消費税は個々の取引の価格評価に含める。</p>
土地の取引	<p>土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを当該部門の県内生産額に計上する。（図51参照）</p>

図51 土地の取引に係る県内生産額の計算イメージ



### (3) 県内概念

県内生産額の範囲は、いわゆる「県内概念」によって規定される。

「県内概念」とは、埼玉県内において行われた生産活動に限定され、本社所在地が県外にある企業の県内で行われた生産活動は含まれるが、本社所在地が県内にある企業の県外で行った生産活動は除かれる。

#### 【県内概念の例】

一般的に、鉱工業の生産活動は、特定地域に所在する事業所内において行われるため、その事業所の生産額を計上する。

農林漁業、建設業、商業、運輸、通信やサービスなどは、事業所の所在地にかかわらず地理的な境界線を越えて、他の地域で生産活動を行うことが多く、さらに資料上の制約から、実際には、生産「地域」をめぐる様々な概念が混在している。

### (4) 県内生産額の重複計算

#### ア 同一基本分類内

県内生産額の推計に当たっては、まず細品目分類ごとに県内生産額を推計し、統合品目への集計を経て、これらを基本分類ごとに積み上げて、各部門の県内生産額を推計している。

このため、同一基本分類内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されているような場合には、その原材料の部分の県内生産額は、重複して計上されている。

#### 【県内生産額の重複計算のイメージ】

基本分類：2911-011 ボイラ

その他のボイラ（温水ボイラを除く） 47,585 百万円

ボイラの部分品・取付具・附属品 81,980 百万円

半製品・仕掛品 316 百万円

---

129,881 百万円

(注) 完成品 47,585 百万円の中には、部分品や半製品が含まれているが、基本分類ベースで見ると、この分が重複計算され、129,881 百万円の県内生産額になる。

#### イ 基本分類をまたぐ場合の重複

基本分類をまたぐ場合も同様である。

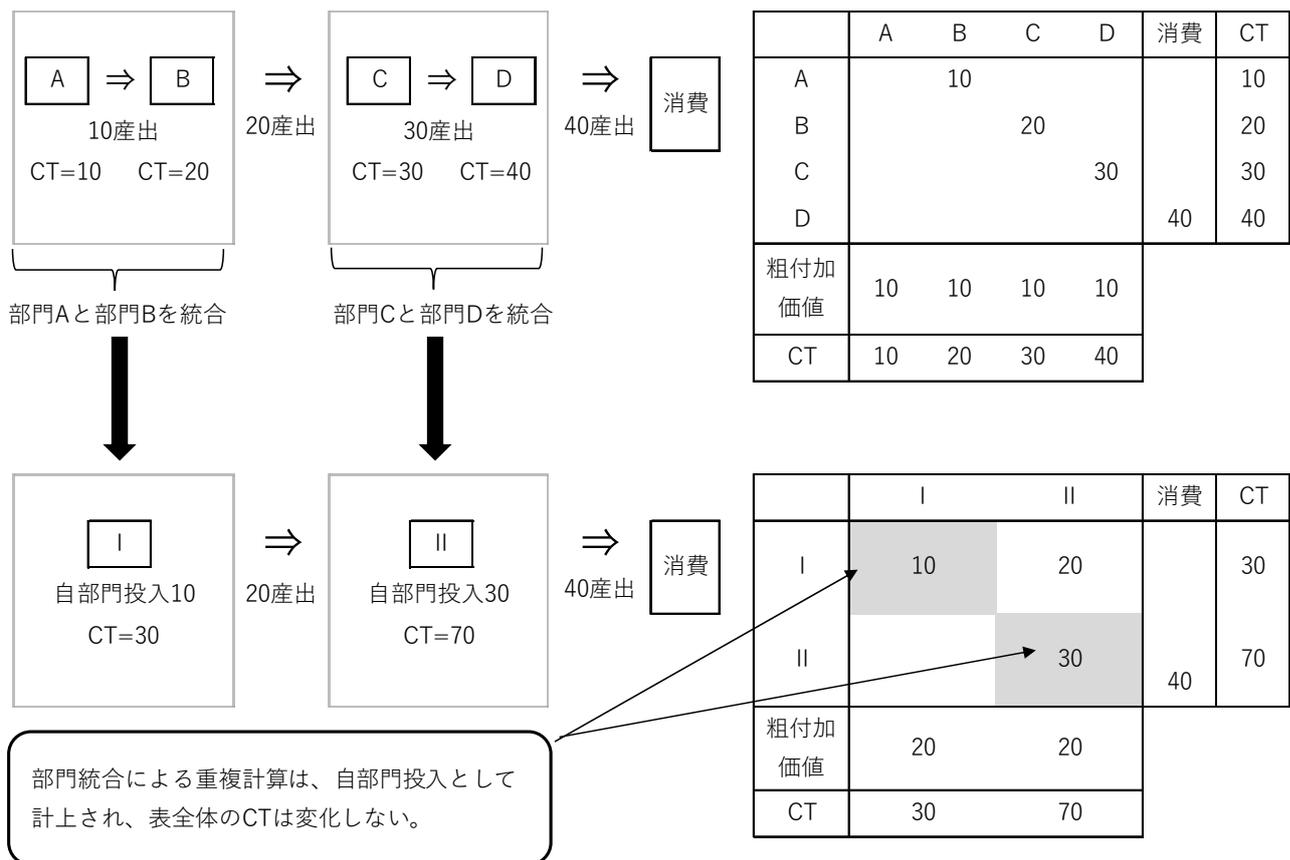
例えば、自動車に関する県内生産額については、完成品はもとより、車体及びエンジン等の部品についても、それぞれ異なる基本分類で推計されている。しかし、完成品である自動車の県内生産額の中には、他の基本分類において既に計上されている部品の県内生産額も含まれている。

つまり、自動車部品の県内生産額は、自部門及び完成品である自動車の部門の両方において、重複して計上されている。

## ウ 部門の統合による重複

県内生産額の重複計算は、部門を統合することでも発生する。しかし、部門分類を統合した場合、県内生産額の重複は、統合された部門の行部門と列部門との交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって、産業連関表全体として県内生産額が変化するわけではない。（図 52 参照）

図 52 部門統合による県内生産額の重複



## 6 内生部門及び最終需要の取引の計上方法

### (1) 内生部門

産業連関表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的に各部門間で行われた取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には産業連関表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。

### (2) 資本財の取引

生産活動に使用される、いわゆる「資本財」については、次の①～④に掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、全て最終需要部門の「県内総固定資本形成」に計上する。

#### ① 機械組込

他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

#### ② 建設迂回

建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

#### ③ 土木迂回

橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

#### ④ 造船迂回

造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。各列部門が保有する資本財に係る減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上している。

### (3) 在庫

在庫は、産業連関表において1年間の変動分を「在庫純増」として計上する。

「在庫純増」とは、対象年次（平成27年末）の在庫から対象年次の前年末（平成26年末）の在庫を差し引いた変動分をいう。

在庫項目	説明
生産者製品在庫純増	対象年次に生産された製品のうち、販売又は出荷待ちの商品、つまり、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについての増減を計上する。 図53では、①が該当する。
半製品・仕掛品在庫純増	対象年次の生産活動としては、生産途中のものであり、かつ、更に手を加えることなしには、販売又は出荷がされないものについての増減を計上する。 図53では、②が該当する。

流 通 在 庫 純 増	<p>対象年次の活動において、商業部門が仕入れた商品のうち、販売されなかったものについての増減を計上している。</p> <p>この場合、商品を仕入れた商業部門との交点に計上するのではなく、その商品が本来属する行部門との交点に計上する。</p> <p>図 53 の③と④で説明すると、商業部門が仕入れた流通在庫の純増は、〔行〕「素材」と〔列〕「流通在庫純増」との交点に計上する。</p>
原 材 料 在 庫 純 増	<p>対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについての増減を計上している。</p> <p>この場合、その原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品（原材料）が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上する。</p> <p>図 53 の⑤と⑥で説明すると、木製家具製造業が仕入れた原材料在庫の純増は、〔行〕「素材」と〔列〕「原材料在庫純増」との交点に計上する。</p>

図 53 「在庫純増」計上の例

事例 木製家具製造業者が、国産材と輸入材を商業部門経由で購入し、加工して、木製家具を生産する中での「在庫純増」の場合

		中間需要	最終需要			
			生産者製品 在庫純増	半製品・仕掛品 在庫純増	流通在庫純増	原材料在庫純増
中 間 投 入	素材	国産			③	⑤
		輸入		(注)	④	⑥
	木製家具		①	②		
	商 業					
.....						

(注) 輸入品が、「生産者製品在庫純増」や「半製品・仕掛品在庫純増」に計上されることはない。

## 7 特殊な扱いをする部門

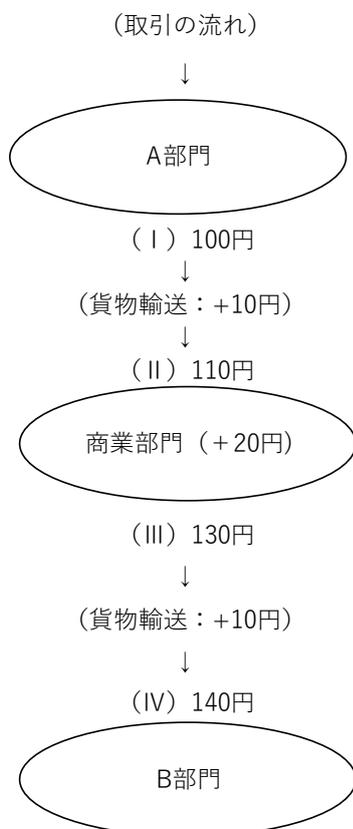
### (1) 商業部門及び運輸部門

産業連関表は、部門間の取引実態を記録するものであるが、現実の取引活動（特に財の取引活動）にあっては、一般的に、商業部門及び運輸部門を経由して行われる。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係はわかりにくいものとなる。

そこで、産業連関表では、図 54 の②のとおり商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間で直接取引が行われたかのように記述し、取引額を明確にしている。

図 54 商業部門と運輸部門の扱い

- 事例 A 部門が生産した商品（100 円）を B 部門が購入した場合の商品取引の流れ
- I A 部門から商品 100 円を、運輸部門（運賃 10 円）経由で商業部門に販売する。
  - II 商業部門は購入価格 110 円を支払う。（A 部門に 100 円、運輸部門に 10 円）
  - III 商業部門はマージン（20 円）を上乗せして運輸部門（運賃 10 円）経由で B 部門に 130 円で販売する。
  - IV B 部門は購入価格 140 円を支払う。（商業部門に 130 円、運輸部門に 10 円）



#### ① 取引の流れをそのまま表示した場合

	A	B	商業	運輸	最終需要	県内生産額
A			100			
B						
商業		130				
運輸		10	10			
粗付加価値額						
県内生産額						

AとBの取引関係が読み取れない。

#### ② 産業連関表での表章方法（生産者価格評価表）

	A	B	商業	運輸	最終需要	県内生産額
A		100				
B						
商業		20				
運輸		20				
粗付加価値額						
県内生産額						

AとBの間の財の取引額が明確になるとともに、当該取引に伴う商業マージン及び県内貨物運賃が簡潔に標記できる。

## (2) コスト商業とコスト運賃

通常の流通経費とは別に、直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動が存在する。

これらの経費については、「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼ばれ、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ [行]商業部門及び[行]運輸部門との交点に計上する。

### ア コスト商業

中古品の取引額は、中古品自体は生産物ではないことから、産業連関表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は対象年次の活動であるため、その取引マージンのみを「コスト商業」として計上する。(図 55 参照)

具体的には、家計における中古車の購入や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。

図 55 家計が新車又は中古車を購入した場合の産業連関表上の相違点

#### ①新車

本体価格	=	250万円
商業マージン	=	50万円
購入者価格	=	300万円

		家計消費	
自動車		250	
商業		50	
			商業マージン

#### ②中古車

本体価格	=	150万円
商業マージン	=	50万円
購入者価格	=	200万円

		家計消費	
自動車			
商業		50	
			コスト商業

### イ コスト運賃

(ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動（生産した後の流通段階ではなく、生産段階における輸送活動）に伴う経費で次のものがある。

- ① 木材のように、集荷場等において生産者価格が決定される商品について、生産地から集荷場等の生産者価格が決定される場所まで移動させるために要した費用。
- ② 鉄鋼や船舶のように、原材料や半製品等を大規模工場内における次の生産工程に移動させるために要した費用。
- ③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用。

(イ) 引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物及び廃土砂などに係る輸送費用。

- ① 引越荷物や旅行手荷物については、引越や旅行をする者の荷物について場所の移動を行うだけであり、これら荷物そのものが取引されているわけではないことから、当該荷物の価額自体は産業連関表には計上されず、その輸送費用が、引越や旅行をする者のコスト運賃となる。

「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、県内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれる。つまり、産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、県内貨物運賃となるが、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅や友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類などの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

- ② 中古品の輸送については、コスト商業と同様の考え方から、コスト運賃として扱っている。
- ③ 廃棄物・廃土砂は、取引の対象とはならない無価値の物として扱っているが、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として、[行]運輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。

### （3）屑及び副産物

ある商品 A の生産活動を行う際に、生産技術上必然的に、目的とした商品 A のほかに、別の商品 B が一定量だけ生産される場合がある。産業連関表では、商品 A の生産過程において副次的に発生する商品 B のことを、商品 B を主産物として生産する部門が他にある場合には「副産物」、ない場合には「屑」という。

屑及び副産物は、残存価値を残している「有価財」と、ゴミとして廃棄・焼却される「無価財」（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられるが、産業連関表では、有価財かつ統計資料等により把握可能なものについて計上の対象としている。

産業連関表は、行部門を商品分類により作成することから、生産活動の結果として発生する商品について、いずれかの行部門に対応させる必要があるが、屑及び副産物については、具体的に次の 4 つの処理方式がある。

- ① マイナス投入方式（ストーン方式）
- ② 一括方式
- ③ トランスファー方式
- ④ 処理方式

埼玉県では原則として、「マイナス投入方式」（図 56 参照）によって処理し、部分的に「一括方式」及び「トランスファー方式」も採用している。

## ア マイナス投入方式（ストーン方式）

考案者の名前（リチャード・ストーン）を冠して「ストーン方式」と言われるもので、産業連関表では、原則として、この方式によって屑・副産物を処理している。

図 56 屑・副産物のマイナス方式（ストーン方式）による表章形式

事例 石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を 100 単位、副産物として LPG（液化石油ガス）を 10 単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に販売し、LPG を家計に販売している場合

	… 石油化学	合成樹脂	LPG	…	… 家計消費 …	…	県内生産額
石油化学		100					100
LPG	-10				10		(0)
…							
県内生産額	100		(0)				

発生源

投入

副生物であるLPGの県内生産額は相殺されて「0」になる。

図 56 の表章形式を具体的に説明すると、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料の 100 のみ計上する。石油化学部門で副産物として発生した LPG（10 単位）を、[行]LPG 部門から[列]石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門から LPG 部門へ販売）したものととして計上する。さらに、LPG を実際に投入した[列]家計消費部門と、[行]LPG 部門の交点に（10 単位）を計上する。

この表章形式によると、副産物の金額は県内生産額としては計上されないが、「屑・副産物」別に発生源と投入先を捉えることが可能となる。

#### (4) 再生資源回収・加工処理部門

再生資源回収・加工処理部門は経費のみを計上し、経費は屑・副生物に付随して産出される。

図 57 再生資源回収・加工処理に関する屑・副生物の表章形式

事例 石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を 100 単位、副産物として LPG（液化石油ガス）を 10 単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に販売し、LPG を家計に販売している場合であって、LPG の回収・加工等の経費として、8 単位必要とされる場合

	… 石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	…	… 家計消費 …	…	県内生産額
石油化学		100						100
LPG	-10					10		(0)
再生資源						8		(8)
回収・加工経費				5				
雇用者所得				3				
県内生産額	100			(8)				

図 57 の表章形式を具体的に説明すると、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料（100 単位）のみ計上する。一方で、石油化学部門から副産物として発生した LPG（10 単位）を、[行]LPG 部門から[列]石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門から LPG 部門へ販売）したものと計上する。さらに、LPG を実際に投入した[列]家計消費部門と[行]LPG 部門の交点に（10 単位）を計上する。これにより、[行]LPG 部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物である LPG の生産額はゼロになる。それとは別に「再生資源回収・加工処理」には、LPG の回収経費等を計上し、LPG の需要先である家計消費部門へ算出する。

つまり、マイナス投入方式によりつつ、この方式に、回収・加工経費を別の部門として追加した形になる。

## (5) 帰属計算部門

「帰属計算」とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。

### ア 金融仲介サービス

金融部門の活動は、次の2つに大別できる。

- ① 預貯金の管理、受付及び融資業務
- ② 送金業務や有価証券の売買等

このうち、②に伴う手数料収入については、純粋にサービスの提供に対する対価といえる。また、①に伴ういわゆる「利ざや」に関しては、財産所得としての利子の受払という観点からみれば、所得の移転が生じたに過ぎないが、金融部門によって生み出されたサービスの対価であるとみなして、県内生産額に含めてきた。つまり、金融部門が、資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスとして計上することになる。このような活動を「金融仲介サービス」と呼び、それに伴う付加価値を帰属計算している。

金融仲介サービスの県内生産額は次のとおり計算する。

$$\text{〔県内生産額} = \text{借り手側 FISIM} + \text{貸し手側 FISIM〕}$$

$$\text{借り手側 FISIM} = \text{貸出残高総額} \times (\text{運用利率} - \text{参照利率})$$

$$\text{貸し手側 FISIM} = \text{預金残高総額} \times (\text{参照利率} - \text{調達利率})$$

$$\text{運用利率} = \text{貸出金受取利息総額} \div \text{貸出残高総額}$$

$$\text{調達利率} = \text{預金支払利息総額} \div \text{預金残高総額}$$

$$\text{参照利率} = \text{参照利率算出用利息総額} \div \text{参照利率算出用残高総額}$$

なお、上記の計算方式は、93SNA で提唱された概念である「FISIM」（Financial Intermediation Services Indirectly Measured：間接的に計測される金融仲介サービス）を採用したもので、平成23年から使用している。

### イ 生命保険及び損害保険

「生命保険」及び「損害保険」は、次のとおり計算される「帰属保険サービス」を県内生産額とする。その産出先は、生命保険については、全額が「家計消費支出」であり、損害保険については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

$$\text{帰属保険サービス} = (\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

## ウ 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

実際に家賃の支払を伴わない持家等については、借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとし、賃貸住宅の市場価格で評価した金額を計上している。（図 58 参照）

図 58 帰属家賃の表章形式

事例	家賃相当額を市場価格で評価	200 万円/年
	住宅の維持経費	・ 修繕費 10 万円/年 ・ 住宅ローンの利払い 10 万円/年

	…	住宅賃貸料 (帰属家賃)	…	… 家計消費支出 …	県内生産額
修繕費等	建設補修	10			
住宅ローンの利払い	金融	10			
住宅賃貸料	帰属家賃			200	200
	付加価値	180			
	県内生産額	200			

## (6) 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定されるが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、産業連関表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章されている。仮設部門には、基本分類コードの末尾に「P」という識別符号を付して区別している。

なお、仮設部門は、「仮設」という性格上、独立して付加価値を発生させる部門ではないことから、計数は内生部門のみに計上し、粗付加価値額は計上しない。

### ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品は、企業会計上、「消耗品」として一括処理されることが多い。

そこで、これらを生産する各行部門から、仮設部門として設けた[列]「事務用品」へ産出し、その上で、該当する金額を[行]「事務用品」から実際に事務用品を購入した各列部門へ一括して産出することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにしている。（図 59 参照）

なお、事務用品を仮設部門として特掲することにより、県内生産額は事務用品の分だけ大きくなるが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

図 59 事務用品の表章形式

① 事務用品部門を設けない場合

	A部門		県内生産額
原料 1	30		
原料 2	20		
鉛 筆	5		(5)
ノ ー ト	5		(5)
付加価値	40		
県内生産額	100		

② 事務用品部門を設けた場合

	A部門	事務用品		県内生産額
原料 1	30			
原料 2	20			
鉛 筆		5		(5)
ノ ー ト		5		(5)
事務用品	10			(10)
付加価値	40	0		
県内生産額	100	10		

イ 自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、こん包活動、社員教育、研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密に言えば、それぞれ運輸や教育、研究、広告、情報処理の各部門に格付けられるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における本来の生産活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離して投入構造を推計することは難しい。このような事情もあり、現在では、自家輸送のみを部門として設けている。

表章形式は、自家活動に必要な商品を[列]自家活動部門に産出して、各需要部門は、[行]自家活動部門から一括して購入するという形で表章している。(図 60 参照)

なお、自家活動部門を仮設部門として特掲することにより、県内生産額は自家活動の分だけ大きくなるが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化がない。

図 60 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門を設けない場合

	A部門		県内生産額
原料 1	25		
原料 2	20		
石 油	15	( うち原材料 5 輸送用 10 )	(15)
付加価値	40		
県内生産額	100		

② 自家輸送部門を設けた場合

	A部門	自家輸送		県内生産額
原料 1	25			
原料 2	20			
石 油	5	10		(15)
自家輸送	10			(10)
付加価値	40	0		
県内生産額	100	(10)		

A部門が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、②のように自家輸送を仮設部門として独立させると、自家輸送部門の10単位が新たに県内生産額に計上される。

## ウ 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理されるが、「副産物」については、それを主産物とする行部門が存在するので計上することができる。しかし、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」といった「屑」については、これらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設けて計上する。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けして処理している。

## (7) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の2通りの考え方があり、産業連関表では「所有者主義」により推計している。

使用者主義	所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を、使用者が該当する列部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。
所有者主義	その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸部門を設ける必要がある。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の県内生産額となり、使用者（借り手）が該当する列部門では、物品賃貸料（支払）を物品賃貸行部門からの中間投入として計上する。

図 61 使用者主義と所有者主義の表章形式

事例 A 部門が物品賃貸業からリース料 100 単位で産業機械のリースを受けている場合

### ① 使用者主義

A部門が自己所有の機械を使用しているよう記述

	A部門	
機械修理	(15)	
営業余剰	(65)	
資本減耗引当	(20)	
県内生産額	(100)	

※A部門の本来的な活動コストのほかに、リース会社のコストが上乘せされている。

### ② 所有者主義

機械の所有者を物品賃貸業として記述

	A部門	物品賃貸借	
機械修理		15	
物品賃貸借	100		
雇用者所得		50	
営業余剰		15	
資本減耗引当		20	
県内生産額		100	

※通常のサービスの購入と同じ表章形式になる。

## (8) 非市場生産者の活動

非市場生産者については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そのため、次のとおり、特殊な扱いを行っている。

- ア 「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利団体」（研究機関を除く。）
- (ア) 県内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。
  - (イ) 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額のほとんどが、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」となる。
- イ 「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）及び「対家計民間非営利団体」（研究機関）
- (ア) 県内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。
  - (イ) 産出先は、研究機関に係る支出は、「県内総固定資本形成（公的）」、「県内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
- ウ 「一般政府」のうちの「公務」
- (ア) 県内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。
  - (イ) 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。
- エ 対家計民間非営利団体
- (ア) 県内生産額は、生産コストの総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
  - (イ) 産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額を、その負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計の列部門）に計上し、残りの額を当該行部門と「対家計民間非営利団体消費支出」との交点に計上する。
  - (ウ) 「自然科学研究機関（非営利）★」、「人文・社会科学研究機関（非営利）★」の産出先については、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額をその負担部門に、研究・開発への支出額を「県内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を当該行部門と「対家計民間非営利団体消費支出」との交点に計上する。

図 62 対家計民間非営利団体の表章形式

事例 私立大学が 100 の経費を支出している場合で、それに対応する収入のうち、授業料収入が 60 となっている場合

	… 私立学校 …	… 家計消費支出	対家計民間非営利団体消費支出	… 県内生産額
物 品 1	10			
物 品 2	10			
私立学校		60	40	100
雇用者所得	80			
営業余剰	0			
県内総生産	100			

### (9) 分類不明

産業連関表において「分類不明」は、いずれの部門にも属さない取引活動を計上するものであり、また、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割も持たせている。行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。

産業連関表では本部門を内生部門として位置付け、本部門の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「営業余剰」と「分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。

### (10) 雇用者所得の定義・範囲

埼玉県の産業連関表で表されている雇用者所得は、原則、県内の事業所で従事する者に対して発生した雇用者の所得を指す。したがって、県内居住者が県外の事業所で従事している者の所得は含まない。

## 8 平成 23 年（2011 年）表からの主な変更点

原則として、国の産業連関表の部門分類の変更に準じている。

分類コード	分類名	区分	変更の概要
0111-021	小麦	基本分類の統合・名称変更	行部門「小麦（国産）」、「小麦（輸入）」を統合し、名称を「小麦」とした。
0111-022	大麦	基本分類の統合・名称変更	行部門「大麦（国産）」、「大麦（輸入）」を統合し、名称を「大麦」とした。
0112-021	大豆	基本分類の統合・名称変更	行部門「大豆（国産）」、「大豆（輸入）」を統合し、名称を「大豆」とした。

0114-011	果実	基本分類の統合・名称変更	行部門「かんきつ」、「りんご」、「その他の果実」を統合し、名称を「果実」とした。
0115-099	他に分類されない食用耕種作物	基本分類の統合	行部門「油糧作物」を行部門「他に分類されない食用耕種作物」に統合した。
0121-099	その他の畜産	基本分類の統合・名称変更	行部門「羊毛」を行部門「他に分類されない畜産」に統合し、名称を「その他の畜産」とした。
0152-011	素材	基本分類の統合	行部門「素材（国産）」、「素材（輸入）」を統合し、名称を「素材」とした。
0171-011	海面漁業	基本分類の統合	行部門「海面漁業（国産）」、「海面漁業（輸入）」を統合し、名称を「海面漁業」とした。
0629-09	その他の鉱物	基本分類の統合	列部門「金属鉱物」を、列部門「その他の鉱物」に統合した。
統合小分類 1111	畜産食料品	小分類の統合	「食肉」と「畜産食料品」を小分類で統合した。
1111-09	その他の畜産食料品	基本分類の統合・名称変更	「畜産びん・かん詰」に含まれていた「食肉びん・かん詰」及び「その他の食料品」に含まれていた「畜産食料品」を「肉加工品」に統合し、名称を「その他の畜産食料品」とした。
1115-01	農産保存食料品	基本分類の統合・名称変更	「農産びん・かん詰」のうち「野菜ジュース」以外を「農産保存食料品（びん・かん詰めを除く。）」に統合し、名称を「農産保存食料品」とした。
1119-09	その他の食料品	基本分類の分割・統合	「畜産びん・かん詰」のうち「調理特殊かん詰」を本部門に統合した。 また、本部門に含まれていた「畜産食料品」を分割し、「その他の畜産食料品」に統合した。
1129-02	清涼飲料	基本分類の統合	「農産びん・かん詰」のうち「野菜ジュース」を本部門に統合した。
1611-02	合板・集成材	基本分類の分割	本部門の「床板」を分割し、列部門「その他の木製品」及び行部門「建設用木製品」に統合した。
1619-09 1619-091	その他の木製品 建設用木製品	内容変更	「合板・集成材」に含まれていた「床板」を列部門「その他の木製品」及び行部門「建設用木製品」に統合した。
2041-02	環式中間物・合成染料・有機顔料	基本分類の統合・名称変更	列部門「合成染料・有機顔料」、「環式中間物」を統合し、名称を「環式中間物・合成染料・有機顔料」とした。

2061-01	化学繊維	基本分類の統合・名称変更	列部門「レーヨン・アセテート」、「合成繊維」を統合し、名称を「化学繊維」とした。
2229-09	その他のゴム製品	基本分類の統合	列部門「ゴム製・プラスチック製履物」を「その他のゴム製品」に統合した。
2312-01	なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）	基本分類の統合・名称変更	列部門「製革・毛皮」、「かばん・袋物・その他の革製品」を統合し、名称を「なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」とした。
3211-04	フラットパネル・電子管	内容変更・名称変更	「液晶パネル」及び「その他の電子部品」に含まれていた「その他のフラットパネル」を「電子管」と統合し、名称を「フラットパネル・電子管」とした。
3299-01	記録メディア	内容変更・名称変更	「その他の電子部品」に含まれていた「半導体メモリメディア」を「磁気テープ・磁気ディスク」に統合し、名称を「記録メディア」とした。
3299-09	その他の電子部品	内容変更	「その他の電子部品」に含まれていた「その他のフラットパネル」を「フラットパネル・電子管」に、「半導体メモリメディア」を「記録メディア」にそれぞれ統合した。
4611-02	事業用発電（火力発電を除く。）	基本分類の統合・名称変更	列部門「事業用原子力発電」、「水力・その他の事業用発電」を統合し、名称を「事業用発電（火力発電を除く。）」とした。
5312-01	生命保険	基本分類の統合	「社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を本部門に統合した。
5789-02	水運施設管理（国公営）★★	基本分類の分割・名称変更	「水運施設管理★★」から分割して整理し、名称を「水運施設管理（国公営）★★」とした。
5789-03	水運施設管理	基本分類の分割	「水運施設管理★★」を分割し、本部門を特掲した。

5789-05	航空施設管理 (公営)★★	基本分類の分割・名称変更	「航空施設管理(国公営)★★」から「航空施設管理」の範囲へ変更し、名称を「航空施設管理(公営)★★」とした。
5789-06	航空施設管理	基本分類の統合・名称変更	「航空施設管理」の範囲を整理した。
5791-01	郵便・信書便	基本分類の統合	「その他の通信サービス」に含まれていた「郵便局受託業」の郵便に係る活動を統合した。
5911-01	固定電気通信	基本分類の統合	「その他の電気通信」及び「その他の通信サービス」に含まれていた「有線放送電話」を統合した。ただし、サーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを除く活動を範囲とする。
5911-03	電気通信に附帯するサービス	基本分類の分割・名称変更	「その他の通信サービス」に含まれていた「有線放送電話」を「固定電気通信」に統合。また、簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所(手数料)を「郵便・信書便」に統合し、かつ、「その他の通信サービス」を「電気通信に附帯するサービス」に名称変更した。
6431-01	社会保険事業 ★★	基本分類の分割	本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの(国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金(旧年金を除く。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)、独立行政法人勤労者退職金共済機構等)を分割し、「生命保険」に統合した。
6431-05	保育所	基本分類の新設	子ども・子育て支援新制度における保育サービスの重要性や経済規模等を踏まえ、「保育所」を新設した。
6721-01	飲食店	基本分類の分割	「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割した。
6721-02	持ち帰り・配達 飲食サービス	基本分類の分割	「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割した。
7111-003	福利厚生費	基本分類の分割	本部門に含まれていた「娯楽・スポーツ費」を「その他の給与手当」に含めた。

7411-00	県内総固定資本形成（公的）	内容変更	「研究・開発の県内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」、「防衛装備品の県内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張した。 また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含めた。
7511-00	県内総固定資本形成（民間）	内容変更	「研究・開発の県内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」に対応するため、定義・範囲を拡張した。 また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含めた。
7611-04	原材料在庫純増	内容変更	「防衛装備品の県内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張した。
9113-000	その他の給与及び手当	基本分類の統合	「福利厚生費」に含まれていた「娯楽・スポーツ費」を本部門に含めた。
9211-000	営業余剰	基本分類の統合	「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた「地方法人特別税」を本部門に含めた。
9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）	基本分類の分割	本部門に含まれていた「地方法人特別税」を「営業余剰」に含めた。
-	調整項	基本分類の統合	調整項については、調整項部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形として、その推計によって県内生産額に影響を及ぼさない対応とした。